

- 薬局開設者及び店舗販売業者（以下、「薬局開設者等」という。）の法令遵守に責任を有する者を明確にするため、薬事に関する業務に責任を有する役員（責任役員）を法律上位置づけ、許可申請書に記載することになりました。（I.2）
- 薬局開設者等の遵守事項として、以下について規定されました。
 - 従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと（I.1.3）
 - 法令遵守上の問題点を把握し解決のための措置を行うことができる体制を含めた、法令遵守のための体制（※）を整備すること（I.1.2）
（※）法令を遵守して業務を行うための社内規程の整備や教育訓練等について
 - 薬局及び店舗販売業の管理に関する業務が法令を遵守して適正に行われるために、必要な能力及び経験を有する管理者を選任すること（I.1.1）
 - 管理者により述べられた意見を尊重し、法令遵守のために措置を講じる必要があるときは、当該措置を講じること（I.1.5）

